

お店をはじめるとき、何を、どこに出すの？

むずかしそうに見えますが、やることは紙を1枚、出しに行くだけです。このシートを上から読めば、何を書いて、どこへ行って、何を持っていけばいいかが分かります。はじめて出す方に向けて、できるだけかんたんな言葉で書きました。

1 まず、どの「かたち」ではじめる？

大きく3つあります

個人事業主

おすすめ

自分の名前で商売をする

- 出す紙は1枚だけ
- お金はかかりません
- その日のうちに終わる
- やめるときも、紙1枚
- 税金は、もうけに応じて

合同会社

会社をつくる（かんたんな方）

- 登記という手続きが必要
- 一般に6～10万円ほど
- 帳簿がむずかしくなる
- やめるときも手続きが必要

株式会社

会社をつくる（しっかりした方）

- 登記のほかに手続きが増える
- 一般に20万円ほど～
- 信用は、いちばん高い
- 毎年の事務も増える

自宅ではじめる方の多くは「個人事業主」から。お金がかからず、紙1枚で始められて、うまくいかなかったときも、紙1枚でやめられるからです。大きくなってから会社にすることもできます。はじめから会社にする必要はありません。

2 「開業届」って、なに？

「わたし、お店をはじめました」と国に知らせる紙です。正式には「個人事業の開業・廃業等届出書」といいます。書くところは10か所ほど。出すのは無料。その場で終わります。

出しておくと、こんなことができます。

☐ 青色申告ができる

税金が安くなる仕組みです。ただし、そのための紙をもう1枚出す必要があります（3番を見てください）。

☐ 屋号（お店の名前）の口座がつくれる

「みさきネイル」のような名前で、銀行の口座がつくれます。

☐ お店をやっている証明になる

補助金の申請や、保育園の書類などで求められることがあります。

出さなくても罰金はありません。ただし、もうけが1年で48万円を超えたら、確定申告は必要です。これは開業届を出しているかどうかに関係なく必要で、しないとペナルティの対象になります。

3 出す紙は、2枚あります

1枚だけだと、もったいない

☐ ① 開業届（個人事業の開業・廃業等届出書）

「お店をはじめました」の紙。これがメインです。

☐ ② 青色申告承認申請書 忘れやすい

「税金の計算を、くわしい方法でやります」の紙。これを出すと税金が安くなる仕組みが使えます。①とは別の紙なので、同じ日にいっしょに出してしまうのがいちばん確実です。提出には期限があります。

紙は**税務署**の窓口でもらえます。国税庁のホームページから印刷することもできます。

4 どこに出すの？

自分の税務署を、5分で調べる

1 「税務署」という役所に出します

市役所ではありません。税金をあつかう国の役所です。日本中に500か所ほどあります。

2 自分の家の住所を担当している税務署を調べます

お家でお仕事をする場合は、**自分が住んでいる住所**を担当する税務署です。

調べ方： 国税庁 税務署 所在地 と検索 → 「税務署の所在地などを知りたい方」のページで、**郵便番号が住所を入れる**と、担当の税務署が出てきます。

3 調べた税務署を、ここに書いておきます

税務署の名前 _____

場所 _____

開いている時間 _____ 行く日 _____

平日しか開いていません（一般に朝8時半～夕方5時ごろ）。行けない場合は、**郵送**でも出せます。返信用の封筒（切手を貼り、自分の住所を書いたもの）を入れておく、受け取った証明が返ってきます。

5 何を持っていくの？

カバンに入れるもの

☐ マイナンバーカード これ1枚でOK

持っていれば、これだけで足ります。「本人だと分かるもの」と「マイナンバーが分かるもの」を兼ねているためです。

☐ マイナンバーカードがない場合 → 2つ持っていく

- ① マイナンバーが分かるもの（通知カード、またはマイナンバー入りの住民票）
- ② 本人だと分かるもの（運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの1点）

☐ 書いた紙（開業届・青色申告承認申請書）

その場でもらって、その場で書いてもかまいません。

☐ 控え用に、もう1組

同じ紙をもう1枚ずつ持っていくと、受付の判子を押して返してもらえます。銀行の口座をつくるときなどに使います。

☐ 印鑑（念のため）

押す欄はありませんが、書き間違いを直すときに使うことがあります。

6 聞きたいことを、先に書いておく

窓口でまとめて聞く

1 _____

2 _____

3 _____

よくある質問：「屋号はあとから変えられますか？」「扶養に入ったままでも大丈夫ですか？」「経費って何が入りますか？」

扶養に入っている方へ。お仕事をはじめると、扶養の条件にあてはまらなくなる場合があります。条件は**加入している健康保険によってちがいます**ので、ご自身の加入先（お勤め先の健康保険組合・協会けんぽ・国民健康保険など）に、先に確認してください。

下書きはAI、最終確認は税務署。それでちょうどいい。

分からないところはAIに聞いて下書きをつくり、正しいかどうかは窓口で見てもらおう。この順番がいちばん早くて確実です。